

博士論文の要旨及び審査結果の要旨

氏名	Nan Kham Mai		
学位	博士 (法学)		
学位記番号	新大院博 (法) 第30号		
学位授与の日付	平成29年3月23日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当		
博士論文名	Exclusion and Limitation of Liability for Non-conformity of Goods: A Comparative Study on CISG, UCC and UK Law (商品の不適合に対する責任の免責および制限—国際物品売買契約に関する国際連合条約、米国統一商事法典および連合王国法に関する比較法的研究)		
論文審査委員	主査	教授	沢田克己
	副査	教授	梅津昭彦
	副査	教授	駒宮史博

博士論文の要旨

Nan Kham Maiの博士学位請求論文「Exclusion and Limitation of Liability for Non-conformity of Goods: A Comparative Study on CISG, UCC and UK Law」(「商品の不適合に対する責任の免責および制限—国際物品売買契約に関する国際連合条約、米国統一商事法典および連合王国法に関する比較法的研究」)(以下、「本論文」という。)は、次のように序論、結論および8章から構成された、本文183ページにわたる英語で著された論文である。なお、以下では国際物品売買契約に関する国際連合条約を「CISG」、米国統一商事法典を「UCC」という。

Introduction

(序論)

CHAPTER I. Scope of Seller's Liability under the CISG, UCC and UK Law

(第1章 CISG、UCCおよび連合王国法における売主の責任)

CHAPTER II. Buyer's Remedies under the CISG, UCC and UK Law

(第2章 CISG、UCCおよび連合王国法における買主の救済)

CHAPTER III. Time Limitation under the CISG, UCC and UK Law

(第3章 CISG、UCCおよび連合王国法における時間的制限)

CHAPTER IV. Right to Exclude and Limit Liability

(第 4 章 責任を免除し制限する権利)

CHAPTER V. Incorporation of Exclusion or Limitation Clause

(第 5 章 免責条項または責任制限条項の具体化)

CHAPTER VI. Interpretation of Exclusion or Limitation Clause

(第 6 章 免責条項または責任制限条項の解釈)

CHAPTER VII. Reasonableness of Exclusion or Limitation Clause

(第 7 章 免責条項または責任制限条項の合理性)

CHAPTER VIII. Consequences of Invalidity of Exclusion or Limitation Clause

(第 8 章 免責条項または制限条項の無効の結果)

Conclusion

(結論)

本論文は、物品の契約不適合による責任の免責および制限について、CISG、UCCおよび連合王国物品販売法を対象に包括的かつ綿密に比較研究を行い、それらの共通点および相違点を析出することにより、ミャンマーにおいて連合王国植民地時代に制定された1930年物品販売法の制定以来改正がなく、現代化が求められているこの分野に対する示唆を探り、論じる労作である。

本論文は、まず序論において本研究の範囲、目的、問題の所在、「責任」・「物品」の定義、契約自由の原則の意味内容を明らかにし、本論文全体の方針を明確に打ち出す。

第 1 章においては、CISG、UCCおよび連合王国物品販売法における契約条項に相違する物品が引渡された場合の売主の責任の範囲が明らかにされる。いずれの法においても、特約のない限り売主は相手方および第三者に対して責任を負うが、連合王国法においては事業者を買主とする契約と消費者契約について異なる原則を立てているという。

第 2 章は、各法における買主の救済を分析する。免責条項または責任制限条項が無効の場合の買主の救済は法によって異なるとする。連合王国法とUCCは金銭による損害賠償を主とするのに対し、CISGは契約に適合する物品の給付を優先するという。

第 3 章は、物品不適合における売主の責任と買主の権利に関する条項の有効性と執行可能性に重要な影響を及ぼす時間的制限を対象とする。契約不適合が発見されたとしても、法定の次の2つの時間的要件を充足しなければ裁判所に訴えを提起できない。第 1 に、通知が合理的期間内になされなければならない。かつ、第 2 に、裁判所への訴えが法定の期限までになされなければならない。この期限の始期は、UCCでは給付時（発送時）であり、連合王国法では受領時であるという。

第 4 章においては、契約自由の原則に基づく売主の免責および責任制限の例外として、連合王国法においては消費者契約には免責条項を立てることができず、UCCにおいては不法行為責

任を免責とすることはできないことが明らかにされる。

第 5 章は売主の免責および責任制限の具体化については比較対象の全ての法に共通して、契約における明文が必要であるとされている。しかしそのための手法は異なる。CISGでは、標準条件はガイドライン (Advisory Opinion No. 13) に従わなければならない。UCCでは、法定の手法に準じない免責および責任制限は手続違反である。連合王国法においては、消費者販売契約における免責条項は禁止されているという。

第 6 章は、免責条項および責任制限条項の内容が不明確な場合の契約の解釈の方法を分析する。CISGは国際取引における誠実 (good faith) の原則に従って、契約当事者の意図は「他の当事者が同様の状況においてであればとったであろう合理的人間の意図」を基準として解釈されるとする。他方、UCCは口頭証言 (parol evidence) 原則を採用しており、連合王国法は「作成者不利の解釈原則 (the *contra proferentem* rule)」を立てていることが明らかにされる。

第 7 章は、免責条項および責任制限条項の合理性の判断基準を分析する。CISGにおいては、免責および責任制限条項はCISGの契約形成原則に従わねばならず、合理性のテストは準拠国内法によるとする。UCCにおいては、特定の手続違反が定められているが、実体的合理性については裁判所の判例によれば個別の事案の事実によるとしているという。

第 8 章は免責条項および責任制限条項が無効とされた場合の結果について論ずる。比較対象の法のすべてにおいて、それは「一応執行不可 (*prima facie unenforceable*)」である。この効果の契約への影響は、連合王国法においては事業者販売契約か消費者販売契約かによって異なる。UCCにおいては、執行不可の条項は無効であり、契約に存在しなかったものとみなされる。CISGにおいては、効果の問題は準拠国内法によることとされているが、買主の救済はCISGが定める方法によることとされている。

最後に結論として、CISG、UCCおよび連合王国法における免責条項および責任制限条項に関する法原則の共通点および相違点が総括され、ミャンマーの1930年物品販売法における売主の責任、買主の救済、時間的制限、免責および責任制限が明らかにされたうえで、ミャンマーが物品販売法を改正すべきこと、とくに消費者が保護されるように早急に改めるべきであるとされる。具体的には、事業者販売契約について売主の責任を制限する契約を許す条項が立てられるべきであり、消費者販売契約については買主危険負担 (*caveat emptor*) は時代遅れであるから、売主危険負担 (*caveat venditor*) をもってこれに替えるべきであり、国際物品販売契約については現在の国際通商原則を理解したうえでCISGへの加入を検討すべきであるという。

審査結果の要旨

本論文は、比較法的手法を用いて契約上の免責条項および責任制限条項に関する法原則を解

明するものである。比較の対象はCISG、UCCおよび連合王国物品販売法の3法にわたる。多くの比較法的研究は自国法以外には1またはせいぜい2法を研究対象とするところ、3法を研究の対象としたことは、高く評価できる。3法のうち連合王国物品販売法が対象として選定された理由は、それは現行ミャンマー法の母法であり、かつミャンマーと同様に英米法系に属する連合王国法はミャンマーにとって有意義であることにある。UCCが選定された理由は、同様に英米法系に属する米国の法状況がミャンマーにとって示唆に富むことにある。英米法と大陸法のいわば折衷の諸原則を立てるCISGは国際取引に適用される。ミャンマー経済は現在、急速に国際化される段階にあり、国際取引がますます活発化されようとしている。ミャンマーにとって、国際取引に関する契約原則を理解した上でCISGに加入することは喫緊の課題であり、したがって本研究の対象として選定することは時宜を得たものである。このように、本論文における比較法的研究の対象の選定はそれぞれ適切であり、また、手法として堅実である。

本論文の各法の研究は極めて詳細かつ綿密であり、かつ、焦点が当てられた8にわたる論点は免責条項および責任制限条項をめぐるすべての法律問題をカバーしている。かかる包括的かつ実証的な研究は他に例を見ず、高い学術上の価値がある。

ただし、ケーススタディとして行った判例研究の中には、当該判例へのコメントが見られないものがある。また、本論文には「私見」にあたる部分がやや少ない。より具体的かつより多方面にわたって研究からの知見をミャンマー法の改革に反映させる提言を示すことが望ましかったであろう。

しかし、本論文の意義と学術上の価値はそれによって減じられるものではない。どの局面にどの法原則を採用するかは立法府の選択による。本論文は、ミャンマーで立法をするに際し参考となるに十分な実証性を備えている。

以上の審査の結果、本審査委員会は、本論文が博士の学位を授与するにふさわしいと判断するとともに、本論文は契約法における免責条項および責任制限条項に関する法原則を分析した法律学に特化した研究であることから、博士（法学）の学位を授与することが適切であると判断した。